

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【総則：目的～計画修正】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
第1 総則	（今回変更なし）		
2 計画の性格 (1) 福島県地域防災計画との関係	（今回変更なし）		
(2) 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するにあたっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。	(2) 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するにあたっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。	マニュアルの反映	【マニュアル（県分）】 3. 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。
(3) 国の役割	（今回変更なし）		
(4) 事業者の役割 原子力事業者は、原子炉施設等から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するとともに、原子力災害対策特別措置法に定める対策を確実に実施するとともに、本計画に基づき、県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとする。	（今回変更なし）	原子力事業者の役割の追加	【原子力災害対策指針】 1 原子力災害 (1) 原子力災害及び原子力事業者の責任 原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。 また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。
(5) 計画の周知徹底	（今回変更なし）		
(6) 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。	（今回変更なし）	一般災害対策編の規定との整合	【一般災害対策編 第1章 総則 第1節】 第4 計画の推進及び修正 この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。 また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【総則：原子力災害の特殊性～重点地域】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等									
3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	（今回変更なし）											
<p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>本県における原子力発電所の設置状況は、資料1-4-1のとおりである。</p> <p>本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（以下「重点地域」という。）の範囲を定めるにあたっては、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮し、暫定的に地域を定めるものとする。</p> <p>また、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村については、この地域を含む市町村とする。</p>	<p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>（今回変更なし）</p>		<p>【原子力災害対策指針】</p> <p>② 原子力災害対策重点区域の範囲</p> <p>原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。</p> <p>（イ） 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p>（イ） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）</p> <p>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。</p> <p>PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。</p> <p>なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。</p> <p>（ロ） 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Planning Action Zone）</p> <p>UPZとは、確率的影響を最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。</p> <p>（ハ） プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）の検討（略）</p>									
<p>（1） 暫定的な重点地域の範囲</p> <p>本県における暫定的な重点地域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりとする。</p> <p>なお、暫定的な重点地域の地域図を資料1-4-2、行政区名を資料1-4-3、方位別・距離別行政区を資料1-4-4に示す。</p> <p>ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る地域</p> <p>いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）</p>	<p>（1） 暫定的な重点区域の範囲</p> <p>本県における暫定的な重点区域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は、実施すべき対策の内容に応じて次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1047 972 1905 1333"> <thead> <tr> <th></th> <th>福島第一原子力発電所</th> <th>福島第二原子力発電所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</td> <td>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</td> <td>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</td> </tr> <tr> <td>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</td> <td colspan="2">いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、暫定的な重点地域の地域図を資料1-4-2、行政区名を資料1-4-3、方位別・距離別行政区を資料1-4-4に示す。（略）</p>		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する	原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）		<p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>用語の整理（重点地域→重点区域）</p>	
	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所										
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する	原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する										
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）											
<p>（2） 暫定的な重点地域以外の地域への対応</p> <p>県は、暫定的な重点地域以外の地域に対しても、情報の提供、空間放射線の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するものとする。</p>	（今回変更なし）											

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【防災関係機関～本県以外で発生した原子力災害への対応】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
5 防災関係機関の事務または業務の大綱	(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関 独立行政法人放射線医学総合研究所、及び独立行政法人日本原子力研究開発機構を追加（事務又は業務については、調整後記載する）	部会の意見反映	
6 広域的な活動体制	（今回変更なし）		
7 本県以外で発生した原子力災害への対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するため、必要な事務または業務を行うものとする。	7 本県以外で発生した原子力災害への対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、 <u>県民の安全の確保、また、災害が発生した都道府県への応援</u> のため、必要な事務または業務を行うものとする。	応援について計画に追加 （予防計画22(2)との整合）	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：原子力発電所における予防措置～情報の収集・連絡体制等の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>第2 原子力災害予防計画</p> <p>1 原子力発電所における予防措置等</p> <p>(1) 原子力事業者の責務</p> <p>(2) 防災業務計画に関する協議</p> <p>2 報告の徴収、立入検査</p> <p>3 原子力防災専門官との連携</p>	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(今回変更なし)</p>	<p>災害は起こることを前提に予防のみならず減災も含めた対策を講ずるため、事前対策に変更する</p>	
<p>4 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 通報連絡者名簿等の整備</p> <p>イ 機動的な情報収集体制</p> <p>ウ 非常通信協議会との連携</p> <p>エ 移動通信系の活用体制</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(今回変更なし)</p>		<p>【防災基本計画第1章第5節1(2)】</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するように努めるものとする。</p>
	<p>オ 情報の整理及び活用</p> <p>県は、収集した情報を的確に整理及び活用するため、平時より国及び市町村等とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努めるとともに、人材の育成・確保、必要に応じ専門家の意見を聴く体制の整備に努める。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。</p>
<p>(2) 通信手段の確保</p> <p>県、関係市町村及び事業者は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p>	<p>県は、国、関係市町村及び事業者はと連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。</p> <p>また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画第1章第5節1(2)】</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>【マニュアル（県分）】</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p>
<p>ア 専用回線網の整備</p> <p>(7) 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：情報の収集・連絡体制等の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(イ) 対策拠点施設との間の専用回線網の整備 県〔県民安全総室〕は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>イ 通信手段・経路の多様化 (7) 県防災行政無線の原子力防災への活用 県〔県民安全総室〕は、県防災行政無線の原子力防災への活用に努めるものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(イ) 機動性のある緊急通信手段の確保 県〔県民安全総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 また、衛星携帯電話等非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(ウ) 多様な情報収集・伝達システムの整備 県〔県民安全総室、警察本部〕は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 多様な情報収集・伝達システムの整備 県〔県民安全総室、警察本部〕は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。</p>		<p>【防災基本計画第1章第5節1(2)】 (3) 通信手段の確保 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に原子力災害対策本部に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。</p>
<p>(エ) 災害時優先電話等の活用 県は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		<p>・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p>
<p>(オ) 非常用電源等の確保 県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を行うものとする。 また、必要により電源車の派遣を依頼するものとする。</p>	<p>(オ) 非常用電源等の確保 県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を行うものとする。 また、必要により電源車の派遣を依頼するものとする。</p>		<p>・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置等を行うこと。</p>
<p>(カ) 保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p>	<p>(カ) 保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：災害応急体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
5 災害応急体制の整備			
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備〔県民安全総室〕	(今回変更なし)		
(2)～(6)	(今回変更なし)	防災基本計画の反映	【防災基本計画第2章第6節2(1)】 2 医療活動 (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣 ○国〔原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。
(7) 緊急被ばく医療チーム〔健康衛生総室〕 ア 放射線医学総合研究所からの緊急被ばく医療チーム派遣要請手順、受け入れ体制等	(7) 緊急被ばく医療派遣チーム〔健康衛生総室〕 ≠ (独)放射線医学総合研究所 や(独)国立病院機構、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療チームの派遣要請手順、受け入れ体制等	防災基本計画の反映	【防災基本計画第2章第6節2(1)】 2 医療活動 (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣 ○国〔原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。
(8)～(9)	(今回変更なし)	防災基本計画の反映	【防災基本計画第1章第5節1(5)】 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。
	(10) 長期化に備えた動員体制の整備 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。	防災基本計画の反映	【防災基本計画第1章第5節1(5)】 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。
	(11) 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。	マニュアルの反映	【マニュアル（県分）】 5. 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【予防計画：緊急事態応急対策拠点施設の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>6 緊急事態応急対策拠点施設の整備 (1) 国、県〔県民安全総室〕関係市町村、事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、緊急時応急対策拠点施設が、複合災害時においても確実に機能するよう施設、設備、資機材、資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。</p>	<p>6 緊急事態応急対策拠点施設等の整備 (1) 国、県〔県民安全総室〕、関係市町村、事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、緊急時応急対策拠点施設及びその代替施設が、複合災害時においても確実に機能するよう施設、設備、資機材、資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画p391】 (9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備 ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。 ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備、対策拠点施設内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援するものとする。</p>
	<p>(2) 原子力事業者は、原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）をあらかじめ選定し、緊急時応急対策拠点施設等との確実な連携を図るために、必要な機能の整備を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画p412】 ○原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。</p>
			<p>【マニュアル（県分）】 11. 対策拠点施設 (1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p>
<p>(2) 国、県〔県民安全総室〕関係市町村、事業者は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練等に活用するものとする。</p>	<p>(3) 国、県〔県民安全総室〕関係市町村、事業者は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練等に活用するものとする。</p>		<p>(2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p>
	<p>(4) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。 (5) 県及び国は相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。 (6) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。 (4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。 (5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【予防計画：環境放射線モニタリング体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>7 環境放射線モニタリング体制の整備 県〔県民安全総室〕は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施し、原災法に基づく異常事態発生の場合に、速やかに対応できるモニタリング体制を整備しておくものとする。 また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>7 環境放射線モニタリング体制の整備 県〔県民安全総室〕は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施し、原災法に基づく異常事態発生の場合には、<u>原子力規制委員会の統括の下、速やかに対応できるモニタリング体制を整備しておくものとする。</u> また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画】 (10) 緊急時モニタリング体制の整備 ○緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとする。 なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。</p>
<p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定 県〔県民安全総室〕は、国が方針を定めるまでの間、従前原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。 また、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。</p>	<p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定 県〔県民安全総室〕は、国が方針を定めるまでの間、従前原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）に基づき、<u>体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策定するものとする。</u> また、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。</p>	<p>用語の整理</p>	<p>【原子力防災基礎用語集】 「緊急時モニタリング計画」原子力緊急時においては、環境中に放出された放射線や放射性物質による環境への影響範囲及び程度に関する情報が不可欠である。この情報を得るために行われる活動が緊急時環境放射線モニタリングである。このモニタリング活動を迅速、円滑に実施するために<u>予め体制、資機材整備、実施方法などを定めたものを緊急時モニタリング計画という。</u></p>
<p>(2) モニタリング設備・機器の整備・維持 県〔県民安全総室〕は、平常時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。 空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。 また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保しておくものとする。 なお、市町村においては、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>県〔県民安全総室〕は、平常時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、<u>携帯電話等の連絡手段等</u>を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。 空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。 また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保しておくものとする。 なお、市町村においては、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>連絡手段の追加</p>	<p>【原子力規制委員会の動向】 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームが12月17日発足、年度内にとりまとめ、指針への反映を行う予定。 【マニュアル（県分）】 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p>
<p>(3) モニタリング要員の確保</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(4) 緊急時モニタリング班の体制及び役割</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(5) 関係機関との協力体制の整備 県〔県民安全総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図るものとする。 関係市町村は、県が行うモニタリング活動に対し、要員の派遣について協力するものとする。 また、関係市町村、国等から派遣される緊急時モニタリング要員の受け入れ体制及び役割分担について、緊急時モニタリング実施要領に定めておくものとする。</p>	<p>県〔県民安全総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図るものとする。 関係市町村は、県が行うモニタリング活動に対し、要員の派遣、<u>測定、試料採取などについて協力するものとする。</u> また、<u>関係市町村、国等、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員の受け入れ体制及び役割分担について、緊急時モニタリング実施要領計画に定めるとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</u></p>	<p>関係市町村の協力を追加 用語の整理 関係機関との連携体制の整備</p>	<p>【防災基本計画】 (10) 緊急時モニタリング体制の整備 ○緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：環境放射線モニタリング体制の整備～原子力防災対策上必要な資料の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備維持</p>	<p>(今回変更なし)</p> <p>(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 <u>県〔健康衛生総室〕は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画p394】 ○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 【マニュアル（県分）】 (7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【予防計画：住民等への的確な情報伝達体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 広報実施マニュアル等の作成 県〔県民安全総室〕は、国及び市町村と連携し、原災法第10条に定める特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。また、関係市町村に対し、マニュアル等の作成について支援するものとする。 また、県〔県民安全総室〕は、暫定的な重点地域以外の住民に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、整理しておくものとする。</p>	<p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 広報実施マニュアル等の作成 県〔県民安全総室〕は、国及び市町村と連携し、原災法第10条に定める特定事象発生警戒事象通報後からの経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。また、関係市町村に対し、マニュアル等の作成について支援するものとする。 また、県〔県民安全総室〕は、暫定的な重点地域以外の住民に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、整理しておくものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 (1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p>
<p>(2) 体制及び設備等の整備 県〔県民安全総室、県有施設所管課〕は、的確な情報を常に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。 また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。 なお、住民への情報伝達においては、テレビ、ラジオ等の報道による部分も大きいため、県は、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等について、あらかじめ整理しておくものとする。</p>	<p>県〔県民安全総室、県有施設所管課〕は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。 また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。 なお、住民への情報伝達においては、テレビ、ラジオ等の報道による部分も大きいため、県は、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等について、あらかじめ整理しておくものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 (2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p>
<p>(3) 住民相談窓口の整備</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(4) 災害時要援護者等への広報体制の整備</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(5) 多様な広報媒体の活用 県〔県民安全総室、知事公室、情報統計総室〕は、データ放送、インターネットホームページ、有線放送、携帯電話への緊急速報メール及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		<p>【マニュアル】 (5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【予防計画：避難収容活動体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>9 避難収容活動体制の整備 (1) 関係市町村における避難計画の作成 関係市町村は、原災法第15条の緊急事態において、住民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画原子力災害対策編の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。 なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。</p> <p>県〔県民安全総室〕は、広域避難計画の作業等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。</p>	<p>9 避難収容活動体制の整備 (1) 関係市町村における避難計画の作成 関係市町村は、原災法第15条の緊急事態において、住民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画原子力災害対策編の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。 なお、避難計画の策定に当たっては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有する市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を有する市町村は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。さらに、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p> <p>誤字訂正</p>	<p>【マニュアル】 1. 避難計画の作成 県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。 【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を含む県】 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。 【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含む県】 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。</p>
<p>(2) 関係市町村における避難計画の作成にあたっての留意事項</p>	<p>(2) 災害時要援護者等の避難にかかる取組</p> <p>県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>(ア) 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>(イ) 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>(ウ) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>(エ) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>(オ) 市町村に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備 (1) 県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。 ①災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。 ②災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。 ③避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 ④必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。 ⑤市町村に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p>
<p>(2) 関係市町村における避難計画の作成にあたっての留意事項</p>	<p>(3) 関係市町村における避難計画の作成にあたっての留意事項 (今回変更なし)</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：避難収容活動体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(3) 学校、病院等施設における避難計画 学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。</p> <p>ア 学校等の避難計画 学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。</p> <p>(ア) 避難実施責任者 (イ) 避難の順位 (ウ) 避難誘導責任者及び補助者 (エ) 避難誘導の要領及び措置 (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法 (カ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等 (キ) 避難者の確認方法 (ク) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法 (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法</p> <p>イ 社会福祉施設等における避難計画 社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。</p> <p>(ア) 避難実施責任者 (イ) 避難の順位 (ウ) 避難誘導責任者及び補助者 (エ) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による避難等） (オ) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法</p> <p>カ) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法 (キ) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。 (ク) 避難者の確認方法 (ケ) 家族等への連絡方法</p> <p>ウ 病院における避難計画 病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>(4) 学校、<u>社会福祉施設</u>、病院等施設における避難計画 （今回変更なし）</p>		
<p>エ その他防災上重要な施設の避難計画</p>	<p>（今回変更なし）</p>		
<p>オ 県有施設における避難計画</p>	<p>（今回変更なし）</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【予防計画：避難収容活動体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(4) 広域的な避難のための計画の作成</p>	<p>(5) 広域的な避難のための計画の作成 (今回変更なし)</p> <hr/> <p>(6) 避難所等の整備 ア 避難所等の整備 県は、関係市町村に対し、公共的施設（コンクリート屋内退避施設を含む）等を対象に、避難やスクリーニング等の場所の指定、指定に当たっての災害時要援護者への配慮を助言する。また、国の協力のもと広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 県は、関係市町村に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。 また、関係市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。 ウ 広域一時滞在に係る応援協定の締結 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 エ 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 オ 救助に関する施設等の整備 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。 カ 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 キ 避難場所における設備等の整備 県は、関係市町村と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ク 物資の備蓄に係る整備 県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 (1) 避難所等の整備 県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。 また、県は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できない可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。 (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。 また、県は、所在市町村及び関係周辺市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。 (3) コンクリート屋内退避体制の整備 県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。 (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 (5) 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：避難収容活動体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
			<p>(6) 救助に関する施設等の整備 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備 県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備 県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>
	<p>(7) 飲食物の出荷制限、摂取制限等 ア 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備 県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。 イ 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 県は、関係市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>		<p>【マニュアル】 第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備 県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。 2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【予防計画：緊急輸送活動体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>10 緊急輸送活動体制の整備 (1) 住民避難等の緊急時の輸送活動のための交通管理体制等の整備</p> <p>ア 県警察は、道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>イ 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。</p> <p>ウ 県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>10 緊急輸送活動体制の整備 (1) 緊急輸送路の確保体制等の整備 ア 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。 また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>イ （今回変更なし）</p> <p>ウ （今回変更なし）</p> <p>エ 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 県及び県警察は、国、所在市町村及び関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>カ 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>キ 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>ク 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 第10節 緊急輸送活動体制の整備 1. 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めしておくものとする。 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備 (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。 (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。 (4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。 (5) 県及び県警察は、国、所在市町村及び関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【予防計画：緊急輸送活動体制の整備～緊急被ばく医療体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(2) 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>ケ 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>(2) 専門家の移送体制の整備 （今回変更なし）</p>		<p>(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>
<p>11 緊急被ばく医療体制の整備 (1) 緊急被ばく医療体制 緊急被ばく医療は、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、日常的に機能している一般の救急医療、災害医療との整合性を図り、原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時には、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。 このため、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した緊急被ばく医療ネットワークを構築し、初期被ばく及び二次被ばく医療体制を整備するものとする。 また、三次被ばく医療については、国が行う医療体制の構築に協力するものとする。</p>	<p>11 緊急被ばく医療体制の整備 (1) 緊急被ばく医療体制 緊急被ばく医療においては、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、日常的に機能している一般の原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時には、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。 このため、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した緊急被ばく医療ネットワークを構築し、初期被ばく及び二次国と協力し、緊急被ばく医療派遣体制を及び受入れ体制の整備するものとする・維持を行う。 また、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。 なお、緊急被ばく医療を行う医療機関は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図るものとする。</p>	<p>第六次医療計画（素案）との整合 防災基本計画の反映</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：緊急輸送活動体制の整備～原子力防災対策上必要な資料の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
	<p>さらに、県〔健康衛生総室〕は、三次被ばく医療については、<u>公立大学法人福島県立医科大学附属病院を三次被ばく医療機関と同等の機能を担う医療機関として整備を図るとともに、国が行う医療体制の構築に協力するものとする。</u></p>		
<p>(2) 緊急被ばく医療活動マニュアルの整備 県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の予防服用の方法等について、緊急被ばく医療活動マニュアルに定めておくものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(3) 医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。 また、県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療についての資料を収集、整理しておくものとする。 さらに、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、国と協力し、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。 緊急被ばく医療を行う医療機関、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、緊急被ばく医療体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、県民安全総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。</p>	<p>(3) 医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を<u>を整備に努めるものとする。</u> <u>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。</u> また、県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療についての資料を収集、整理しておくものとする。 さらに、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、国と協力し、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。 緊急被ばく医療を行う医療機関、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、緊急被ばく医療体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、県民安全総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。</p>	<p>マニュアルの反映 文言修正</p>	<p>【マニュアル（県分）】 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備 (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p>
<p>12 消防活動体制等の整備</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>13 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 県〔県民安全総室、各部署、教育庁、警察本部〕及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県民安全総室を通じて対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。 また、これらの情報が迅速に利活用できるよう、情報の電子化についてその推進に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための職員の育成・確保及び必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 県〔県民安全総室、各部署、教育庁、警察本部〕及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、県民安全総室を通じて対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、常に最新の<u>ものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。</u> また、これらの情報が迅速に利活用できるよう、情報の電子化についてその推進に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための職員の育成・確保及び必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>更新の仕組みの構築 4 (1) 情報の収集・連絡体制の整備に、「<u>情報の整理及び活用</u>」の項を設け移動</p>	<p>【マニュアル】 (3) 防災対策上必要とされる資料 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【予防計画：原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>県は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、暫定的な重点地域以外の住民に対しても、平素からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。</p> <p>さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>特に、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておくものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。</p> <p>(2) 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特殊性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。</p> <p>(7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。</p> <p>(8) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。</p> <p>(9) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。</p> <p>(10) その他必要と認める事項</p>	<p>(1)住民に対する知識の普及と啓発</p> <p>県は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、暫定的な重点地域以外の住民に対しても、平素からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。</p> <p>さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。</p> <p>特に、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておくものとする。</p> <p>ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。</p> <p>イ 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。</p> <p>エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>オ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>カ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。</p> <p>キ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。</p> <p>ク 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。</p> <p>ケ コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。</p> <p>コ 災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>カ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>シ 指定避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること</p> <p>ス その他必要と認める事項</p>		<p>【マニュアル】</p> <p>第14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>②原子力施設の概要に関すること</p> <p>③原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑧緊急時にとるべき行動</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>⑨避難所での運営管理、行動等に関すること</p>
	<p>(2)防災教育の充実</p> <p>県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p>		<p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p>
	<p>(3)災害時要援護者等への配慮</p> <p>県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p>		<p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【予防計画：原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発～本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
	<p>(4) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>		<p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。 (5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>
	<p>(5) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p>		<p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p>
16 防災業務関係者に対する教育	(今回変更なし)		
17 原子力防災に関する訓練	(今回変更なし)		
18 原子力発電所上空の飛行規制	(今回変更なし)		
<p>19 計画に基づく行動マニュアルの整備 県、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うものとする。</p>	<p>19 計画に基づく行動マニュアルの整備 県、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。</p>	定期見直しの追加	
20 暫定的な重点地域以外の地域に対する体制の整備	(今回変更なし)		
21 特定事象未満の事象に対する体制の整備	(今回変更なし)		
22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	(今回変更なし)		
	<p>23 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 県は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。</p>	進捗管理規定を追加	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【応急対策計画：事故状況の把握及び連絡】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>第3 原子力災害応急対策計画 本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	<p>（今回変更なし）</p>		
<p>1 事故状況の把握及び連絡</p>	<p>1 事故状況の把握及び連絡</p> <p>(1)警戒事象発生の通報</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとされている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>ウ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>	<p>マニュアル反映</p>	<p>【マニュアル（県分）】</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>
<p>(1) 原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡</p>	<p>(2) 原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡</p>		
<p>(2) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡</p>	<p>(3) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡</p>		
<p>(3) 県内市町村等に対する情報提供</p>	<p>(4) 県内市町村等に対する情報提供</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：災害対策本部の設置】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>2 災害対策本部の設置 (1) 県災害対策本部の設置 知事は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生^アの通報を受けた場合 イ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生^イの通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合 ウ 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合 エ その他知事が必要と認めるとき （県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測されその原因が発電所に起因することが明らかな場合等） なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p>	<p>2 災害対策本部の設置 (1) 県災害対策本部の設置 知事は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生^アの通報を受け知事が必要と認め^アた場合 イ 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生^イの通報を受けた場合 ウ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生^ウの通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合 エ 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合 オ その他知事が必要と認めるとき （県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測されその原因が発電所に起因することが明らかな場合等） なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p>	<p>県災害対策本部の設置基準に、警戒事象の通報を受けた場合を追加する</p>	<p>【原子力災害対策マニュアル（国）p9】 警戒事象の定義 警戒事象とは、原災法第10条に基づく通報事象（特定事象）には至っていないが、その可能性のある事故・故障若しくはそれに準じる事故・故障であって規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（立地市町村における震度5弱以上の地震、大津波警報、東海地震注意情報）をいう。 （規制庁が判断する事象の例） ・事故故障等の法令報告（実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則第19条の17等） ・発電用軽水炉原子炉施設の安全評価に関する安全審査指針（平成2年旧原子力安全委員会決定）上の過渡事象（外部電源（交流電源及び非常用ディーゼル発電）の喪失等）</p>
<p>(2) 職員の動員配備 知事または災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。 非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。</p> <p>種別 災害対策本部体制 配備内容 原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）</p>	<p>(2) 職員の動員配備 （今回変更なし）</p>		
<p>配備時期</p> <p>1 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生¹の通報を受けた場合。 2 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生²の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 4 その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。</p>	<p>配備時期</p> <p>1 発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生¹の通報を受け知事が必要と認め¹当該配備を指令したとき。 2 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生²の通報を受けた場合。 3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生³の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 4 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 5 その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。</p>		
<p>(3) 災害対策本部における活動 (4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部 (5) 国に対する報告及び専門家等の派遣要請 (6) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等 (7) 自衛隊の派遣要請 (8) 市町村災害対策本部の設置</p>	<p>（今回変更なし）</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【応急対策計画：緊急事態応急対策拠点施設における活動～緊急時環境放射線モニタリング】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>3 緊急事態応急対策拠点施設における活動</p> <p>(1) 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席</p> <p>(4) 対策拠点施設における機能班における活動</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
	<p>(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>ア 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>イ 県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】</p> <p>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>
<p>4 住民に対する指示の伝達と広報</p> <p>(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報</p> <p>県〔県民安全総室、知事公室〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。</p> <p>ア 県における指示の伝達と広報</p> <p>(ア) 報道機関に対する報道要請</p> <p>(イ) 広報の一元化</p> <p>(ウ) 広報の内容</p> <p>(エ) 県有施設に対する情報提供</p> <p>(オ) 関係機関との連携</p>	<p>県〔県民安全総室、知事公室〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した広報実施マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。</p> <p>(今回変更なし)</p>	<p>広報実施マニュアルによることを追記</p>	
<p>(カ) 情報伝達の手段</p> <p>情報伝達にあたっては、報道機関、情報掲示板、広報車等によるほか、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、データ放送、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>情報伝達にあたっては、報道機関、情報掲示板、広報車等によるほか、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、データ放送、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>【防災基本計画p422】</p> <p>○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。</p> <p>特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>
<p>イ 関係市町村における指示の伝達と広報</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>5 緊急時環境放射線モニタリング</p>	<p>(今回変更なし)</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>6 避難及び退避 (1) 速やかな住民避難のための準備 県及び市町村は、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、原災法第10条の通報受信後、直ちに住民の屋内退避または避難のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件はSPEEDI等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。</p>	<p>(1) 速やかな住民避難のための準備 県及び市町村は、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、警戒事象の通報受信後、直ちに住民の屋内退避または避難のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件はSPEEDI等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。</p>	<p>速やかな体制確立のため</p>	
<p>(2) 屋内退避及び避難に関する指標</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(3) 屋内退避及び避難の決定、実施 関係市町村長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域（以下「防護対策区域」という。）についての指示に従い、または独自の判断により、防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、住民等に対し屋内退避または避難のための立ち退きの勧告、または指示を行うものとする。 知事は、関係市町村長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する屋内退避または避難の指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市町村に協力して住民の避難状況等の確認を行うものとする。</p>	<p>(3) 屋内退避及び避難の決定、実施 ア P A Zにおける避難 関係市町村長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からのP A Z内の予防的防護措置（避難）についての指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。 知事は、関係市町村長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市町村に協力して住民の避難状況等の確認を行うものとする。また、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。 イ 暫定重点地域における屋内退避、避難 県は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、暫定重点地域を含む関係市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル（県分）】 (1) 県は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。 また、県は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町村に対し、住民等に対するU P Z内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。 なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>県〔現地本部〕は、住民等の避難誘導にあたっては、関係市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、その他の避難のための情報の提供に努めるものとする。 関係市町村長は、屋内退避または避難等を決定したときは、その旨を合同対策協議会に報告するものとする。</p>	<p>（今回変更なし）</p>		
<p>-----</p>	<p>(4) 情報提供等 県は、住民等の避難誘導にあたっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル（県分）】 （2）県は、住民等の避難誘導にあたっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>
	<p>-----</p> <p>(5) 広域避難 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、あらかじめ策定した広域避難計画等に基づくものとし、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。 また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。 なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>（3）県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>（4）県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。 なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(4)避難所の設置</p> <p>避難所の設置は、原則として関係市町村が実施するものとする。関係市町村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。大規模災害などで市町村間を越える広域避難が必要となり、被災市町村で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、被災市町村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。</p> <p>県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。</p>	<p>(6)避難所の設置</p> <p>ア 避難所の開設支援</p> <p>避難所の設置は、原則として関係市町村が実施するものとする。関係市町村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。大規模災害などで市町村間を越える広域避難が必要となり、被災市町村で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、被災市町村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。</p> <p>県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。</p>		<p>【マニュアル（県分）】</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p>
	<p>イ 避難者等の情報把握</p> <p>県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。</p> <p>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p>	防災基本計画の反映	<p>【防災基本計画p419】</p> <p>○地方公共団体は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。</p>
	<p>ウ 避難所の生活環境把握等</p> <p>県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	防災基本計画の反映	<p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>
<p>エ 避難所における健康状況の把握等</p> <p>県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	防災基本計画の反映	<p>【マニュアル（県分）】</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
	<p>オ 避難場所の運営における配慮 <u>県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>カ 旅館等への移動 <u>県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>キ 安定ヨウ素剤にかかる情報提供等 <u>県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</u></p> <p>ク 避難場所の早期解消 <u>県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>ケ 応急仮設住宅における配慮 <u>県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。</u> <u>ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u> <u>また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</p> <p>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
(5) 屋内退避及び避難の実施	(7) 屋内退避及び避難の実施		
(6) 屋内退避及び避難の方法	(8) 屋内退避及び避難の方法		
(7) 広域的な避難	(9) 広域的な避難 ア 被災市町村の他市町村への避難 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。	マニュアルの反映	【マニュアル（県分）】 3. 広域一時滞在 (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。 (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。 (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。 (4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
ア 県の要請 県〔現地本部〕は、大規模災害により関係市町村が市町村域を越えた避難が必要であると認めるとき、または、関係市町村から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難場所への設置を要請するものとする。また、必要に応じて職員を派遣し、避難収容等の支援にあたらせるものとする。	イ 県の対応 県〔現地本部〕は、市町村から協議要求があった場合、あらかじめ定める広域避難計画により、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整を進めるものとする。 また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。		
	ウ 国、県の助言等 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。 国（原子力災害対策本部等）は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。 県は必要に応じ、国（原子力災害対策本部等）に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。		
イ 要請を受けた市町村の措置 県から要請を受けた市町村は、当該市町村地域防災計画に定める避難所の中から、受入に必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。	エ 要請を受けた市町村の措置 (今回変更なし)		
ウ 関係市町村の措置 関係市町村は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受入市町村の避難所に職員を派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせるものとする。	オ 関係市町村の措置 (今回変更なし)		(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>エ 避難者の輸送 県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。 なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。 また、関係市町村は、避難を要する住民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。</p>	<p>カ 避難者の輸送 （今回変更なし）</p>		
<p>オ 県外避難 県は、災害の状況等により県外への避難が必要と認めるときは、あらかじめ定める広域避難計画により、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整を進めるとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達等を支援する。</p>	<p>（「イ 県の対応」に統合）</p>		
<p>(8) 災害時要援護者への配慮等 関係市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」に十分配慮するものとする。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。</p>	<p>(8) 災害時要援護者への配慮等 関係市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」に十分配慮するものとする。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 6. 災害時要援護者等への配慮 (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>
<p>ア 情報伝達体制</p>	<p>（今回変更なし）</p>		
<p>イ 避難及び避難誘導 (7) 社会福祉施設における避難等 社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。 また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。</p>	<p>イ 避難及び避難誘導 (7) 社会福祉施設における避難等 社会福祉施設管理者は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。 また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。 県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>
<p>(イ) 在宅者の避難等 関係市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</p>	<p>(イ) 在宅者の避難等 （今回変更なし）</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）

【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(ウ) 病院等における避難等 病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。 必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。 避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。</p>	<p>(ウ) 病院等における避難等 病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画(消防計画による組織体制等)に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。 必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。 避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p>
	<p>(エ) 学校等施設における避難措置 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>		<p>7. 学校等施設における避難措置 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>
	<p>(カ) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p>		<p>8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p>
<p>(エ) 外国人の避難等 市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。</p>	<p>(カ) 外国人の避難等 市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。</p>		
<p>(オ) 広域避難 県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、医療・福祉関係団体等と十分に連携して、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、避難・搬送計画の実施にあたる。</p>	<p>(キ) 病院等の広域避難における留意事項 県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、医療・福祉関係団体等と十分に連携して、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、避難・搬送計画の実施にあたる。</p>		
<p>ウ 避難所における配慮等 (7) 避難所のユニバーサルデザイン化等</p>	<p>(今回変更なし)</p>		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：避難及び退避】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(9) 避難等の実効を上げるための措置 県〔現地本部〕は、防護対策区域について、外部から防災業務関係者以外の者及び車両等が進入しないよう指導するなど、避難の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。</p>	<p>(9) 避難等の実効を上げるための措置 県〔現地本部〕は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、外部から防災業務関係者以外の者及び車両等が進入しないよう指導するなど、<u>避難の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</u></p>	<p>文言修正</p>	<p>9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 県は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p>
<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給 県〔現地本部〕は、関係市町村からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与を行うとともに、関係機関等への物資等の調達要請を行うものとする。</p>	<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給 ア 生活必需品の確保、分配 県〔現地本部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>イ 県の供給 県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>ウ 調達の要請 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>エ 緊急を要する場合の措置 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>オ 指定公共機関等への輸送要請 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p>		<p>10. 飲食物、生活必需品等の供給 (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 (2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。 (3) 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。 (4) 被災した県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。 (5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：立入制限措置等～緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
7 立入制限措置等	（今回変更なし）		
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	（今回変更なし）		
9 飲食物の摂取制限等	（今回変更なし）		
<p>10 緊急被ばく医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療の範囲</p> <p>緊急被ばく医療は、次のア～ウの対応を行うものとする。 なお、活動にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、発電所員と住民等の区別なく対応するとともに、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく患者等が発生した場合にも対応するものとする。</p>	<p>10 緊急被ばく医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療の範囲</p> <p>緊急被ばく医療は、次のア～ウの対応を行うものとする。 なお、活動にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害時医療との整合性を図り、発電所員と住民等の区別なく対応するとともに、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく患者等が発生した場合にも対応するものとする。</p>	第六次医療計画（素案）との整合	
<p>ア 初期被ばく医療</p> <p>(ア) 発電所における初期被ばく医療</p> <p>(イ) 救護所等で展開される周辺住民等を対象とする初期対応</p>	（今回変更なし）		
<p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療</p> <p>初期被ばく医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。 初期被ばく医療機関も含む救急指定等の各医療機関は、救護所等でのサーベイランス、スクリーニングの結果、汚染がなかった周辺住民等のうち一般傷病者について対応する。</p>	<p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療</p> <p>初期被ばく医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。 また、初期被ばく医療機関以外の災害拠点病院や一般も含む救急指定等の各医療機関においては、救護所等でのサーベイランス、スクリーニングレベル以下と判断された結果、汚染がなかった周辺住民等のうち一般傷病者について対応する。なお、スクリーニングレベルは緊急被ばく医療活動マニュアルに定める。</p>		
<p>(エ) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談の実施</p>	（今回変更なし）		
<p>イ 二次被ばく医療</p> <p>(ア) 第二次緊急時医療施設における対応</p> <p>初期被ばく医療の結果、基準値以上の汚染が残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、第二次緊急時医療施設（福島県環境医学研究所内検査除染室または福島県汚染検査室）に転送し、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、ホールボディカウンタ等による体内被ばく線量の測定を行う。</p>	<p>イ 二次被ばく医療</p> <p>(ア) 第二次緊急時医療施設 （※警戒区域内施設のため休止中、以下同様）における対応</p> <p>初期被ばく医療の結果、基準値以上の汚染が残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、第二次緊急時医療施設（福島県環境医学研究所内検査除染室または福島県汚染検査室）に転送し、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、ホールボディカウンタ等による体内被ばく線量の測定を行う。</p>	施設使用不可のため	
<p>(イ) 二次被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療または第二次緊急時医療施設での対応の結果、汚染の残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、二次被ばく医療機関（公立大学法人_____県立医科大学附属病院）に転送し、入院診療を行う。 なお、患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態によって、早急に救命救急措置のほか入院診療を必要とする場合には、初期被ばく医療や第二次緊急時医療施設を経ずに、またはこれらの機関においては救急救命措置を優先して行い、早急に二次被ばく医療機関への転送を行うものとする。三次被ばく医療機関への転送についても同様とする。</p>	<p>(イ) 二次被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療または第二次緊急時医療施設での対応の結果、汚染の残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、二次被ばく医療機関（公立大学法人福島県立医科大学附属病院）に転送し、入院診療を行う。 なお、患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態によって、早急に救命救急措置のほか入院診療を必要とする場合には、初期被ばく医療や第二次緊急時医療施設を経ずに、またはこれらの機関においては救急救命措置を優先して行い、早急に二次被ばく医療機関への転送を行うものとする。三次被ばく医療機関への転送についても同様とする。</p>	文言整理	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>ウ 三次被ばく医療 二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的診療が必要とされる高線量被ばく者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所又は地域の三次被ばく医療機関群）に転送する。地域の三次被ばく医療機関は、放射線防護協力機関（線量評価や放射線防護等において緊急被ばく医療機関に協力する機関）と地域の三次被ばく医療の機関群を形成し、これらが三次被ばく医療を担う。</p>	<p>ウ 三次被ばく医療 二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的診療が必要とされる高線量被ばく者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所）又は地域の三次被ばく医療機関群）に転送する。地域の三次被ばく医療機関は、放射線防護協力機関（線量評価や放射線防護等において緊急被ばく医療機関に協力する機関）と地域の三次被ばく医療の機関群を形成し、これらが三次被ばく医療を担い、診療を行う。</p>	<p>文言整理</p>	
<p>(2) 緊急被ばく医療体制 ア 医療班の設置</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>イ 関係機関の協力</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(7) 発電所の原子力防災管理者は、緊急被ばく医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(イ) 緊急被ばく医療活動に対する協力要請 県〔健康衛生総室〕は、関係市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。</p> <p>また、県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所での除染活動等に対する協力を要請するものとする。</p>	<p>(イ) 緊急被ばく医療活動に対する協力要請 県〔健康衛生総室〕は、関係市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の初期被ばく医療機関や二次被ばく医療機関、(独)放射線医学総合研究所、(独)国立病院機構、国立大学附属病院、(社)福島県医師会、(社)福島県看護協会、(社)福島県薬剤師会、(社)福島県放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>またさらに、県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時のスクリーニング及び除染活動等に対する協力を要請するものとする。</p>	<p>防災基本計画 マニュアル</p>	
<p>ウ 医療班の編成は次のとおりとする。なお、派遣要員等については、緊急被ばく医療活動マニュアルに定める。</p>	<p>ウ 医療班の編成は次のとおりとする。なお、派遣要員や連絡体制等については、緊急被ばく医療活動マニュアルに定める。</p>		
<p>二次診断除染チーム〔二次被ばく医療（医療施設）〕</p>	<p>二次診断除染チーム〔二次被ばく医療（医療施設）〕 ※休止中</p>	<p>施設使用不可のため</p>	
<p>地域三次被ばく医療機関群</p>	<p>地域三次被ばく医療機関群</p>	<p>マニュアル</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
エ 医療班チームの業務は次のとおりとする。	エ 医療班チームの業務は次のとおりとする。		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療派遣チーム 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療派遣チーム 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言、<u>緊急被ばく医療活動</u> 	マニュアル	
<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングチーム サーベイメータ等による体表面汚染検査 汚染のない被災者の問診（身体異常のチェック等） 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングチーム サーベイメータ等による汚染検査<u>及びスクリーニングレベルを超える者に対する頸部甲状腺検査</u> 汚染のない被災者の問診（身体異常のチェック等） 	防災基本計画	
<ul style="list-style-type: none"> 救護チーム 救護所等における健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> 救護チーム 救護所等における健康相談、<u>問診（身体異常のチェック等）</u> 	スクリーニングチーム業務からの移動	
<ul style="list-style-type: none"> 一次診断除染チーム 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）等への搬送の判断 	<ul style="list-style-type: none"> 一次診断除染チーム 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）<u>※ 休止中</u>等への搬送の判断 	施設使用不可のため	
<ul style="list-style-type: none"> 初期被ばく医療機関 災害に至らない労災事故等の場合の事業所から搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期被ばく医療機関（<u>総合磐城共立病院、福島労災病院、南相馬市立総合病院</u>）<u>※休止中</u>（<u>県立天野病院、双葉厚生病院、今村病院</u>） 災害に至らない<u>労災事故</u>等の場合の事業所から<u>や災害時において</u>搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） 	文言追加、現状との整合	
<ul style="list-style-type: none"> 二次診断除染チーム 二次被ばく医療機関 除染の実施 体内被ばく線量等の検査 診断及び専門的な医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 二次診断除染チーム（<u>第二次緊急時医療施設 ※休止中</u>） 二次被ばく医療機関（<u>公立大学法人福島県立医科大学附属病院</u>） シャワー設備等による<u>身体</u>の除染の実施 体内被ばく線量等の検査測定・評価 診断及び専門的な医療活動 局所被ばく・汚染傷病者の診療 高線量被ばく患者の治療 重傷傷病者に対する高次の集学的治療 内部被ばくの可能性がある患者の診療 	施設使用不可のため	
<ul style="list-style-type: none"> 三次被ばく医療機関（想定） 専門的な除染の実施 体表面及び内部被ばく線量等の検査 高線量被ばくや重篤な内部被ばく等に対する専門的な診断及び医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 三次被ばく医療機関（<u>独）放射線医学総合研究所</u>） （想定） 高度専門的な除染・線量評価・診療の実施 体表面及び内部被ばく線量等の検査 高線量被ばくや重篤な内部被ばく等に対する専門的な診断及び医療活動 	第六次医療計画との整合	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【応急対策計画：緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(3) 緊急被ばく医療活動の実施 この計画にあるものよりさらに具体的な活動手順等については、緊急被ばく医療活動マニュアルに定める。</p>	<p>(3) 緊急被ばく医療活動の実施 （今回変更なし）</p>		
<p>ア 発電所内で発生した被ばく患者等への対応 発電所内における被ばく患者の発生は、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合や、平常運転時においても発生することが想定される。 また、発生直後においては、必ずしも、現地本部医療班の体制が立ち上がっているとは限らないことから、緊急被ばく医療ネットワークを構成する事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。</p>	<p>ア 発電所内で発生した被ばく患者等への対応 発電所内における被ばく・汚染傷病患者の発生は、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合や、平常運転時においても発生することが想定される。 また、発生直後においては、必ずしも、現地本部医療班の体制が立ち上がっているとは限らないことから、緊急被ばく医療ネットワークを構成するそのため、事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関、オフサイトセンター医療班等が連携し、迅速な対応を行うものとする。</p>	<p>文言整理</p>	
<p>(ア) 事業者は、発電所において、応急手当、汚染検査、できる限りの除染等を行う。</p>	<p>(ア) 事業者は、発電所において、応急手当、汚染検査＝等できる限りの除染等を行う。</p>	<p>文言整理</p>	
<p>(イ) 汚染が除去できない場合は、汚染拡大防止措置を行い、基本的に初期被ばく医療機関または第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室）に搬送する。ただし、個別具体的な線量評価、臨床所見、検査結果等により、発電所が専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する。 初期被ばく医療機関に搬送する場合には、事業者は、初期被ばく医療機関の長（または担当医師）に受入要請を、消防本部に救急搬送要請をするとともに、県〔健康衛生総室〕に状況を連絡することとする。 初期被ばく医療機関以外に搬送する場合には、事業者は、県〔健康衛生総室〕に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる二次または三次被ばく医療機関について県〔健康衛生総室〕の指示を受けるものとする。 その後、事業者と県〔健康衛生総室〕は、受入医療機関（または受入医療施設の要員の構成機関）の長（または担当医師等）に受入要請を、消防本部等に救急搬送要請を、それぞれが行うものとする。</p>	<p>(イ) 汚染が除去できない場合は、汚染拡大防止措置を行い、基本的に初期被ばく医療機関または第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室 ※休止中）に搬送する。ただし、個別具体的な線量評価、臨床所見、検査結果等により、発電所が専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する。 初期被ばく医療機関に搬送する場合には、事業者は、初期被ばく医療機関の長（または担当医師）に受入要請を、消防本部に救急搬送要請をするとともに、県〔健康衛生総室〕に状況を連絡することとする。 初期被ばく医療機関以外に搬送する場合には、事業者は、県〔健康衛生総室〕に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる二次または三次被ばく医療機関について県〔健康衛生総室〕の指示を受けるものとする。 その後、事業者と県〔健康衛生総室〕は、受入医療機関（または受入医療施設の要員の構成機関）の長（または担当医師等）に受入要請を、消防本部等に救急搬送要請を、それぞれが行うものとする。</p>	<p>施設使用不可のため</p>	
<p>(ウ) 初期被ばく医療機関または第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室）に搬送し、医療処置を行った後、汚染の状況等により、さらに専門的な医療が必要と判断された場合は、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する。 通報連絡等については、上記(イ)の初期被ばく医療機関以外に搬送する場合の流れと同様の流れで行うものとする。</p>	<p>(ウ) 初期被ばく医療機関または第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室 ※休止中）に搬送し、医療処置を行った後、汚染の状況等により、さらに専門的な医療が必要と判断された場合は、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する。 通報連絡等については、上記(イ)の初期被ばく医療機関以外に搬送する場合の流れと同様の流れで行うものとする。</p>		
<p>(エ) 事業者は、被ばく者を医療機関等に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、被ばく患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p>	<p>(エ) 事業者は、被ばく・汚染傷病者を医療機関等に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、被ばく患者傷病者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p>	<p>文言整理</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【応急対策計画：緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(オ) 県〔健康衛生総室または現地本部〕は、被ばく患者の搬送や処置を行った救急車や医療機関等の処置室等について、速やかに、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合は除染を行い、汚染のないことを確認したうえで、その結果を公表する。また、その医療機関等や事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、住民及び報道機関等に的確に情報を提供するものとする。 なお、事業者の放射線管理要員は、県が行う処置室等の放射性物質による汚染のないことの確認に協力するものとする。</p>	<p>(オ) 県〔健康衛生総室または現地本部〕は、被ばく・汚染傷病者の搬送や処置を行った救急車や医療機関等の処置室等について、速やかに、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合は除染を行い、汚染のないことを確認したうえで、その結果を公表する。また、その医療機関等や事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、住民及び報道機関等に的確に情報を提供するものとする。 なお、事業者の放射線管理要員は、県が行う処置室等の放射性物質による汚染のないことの確認に協力するものとする。</p>	<p>文言整理</p>	
<p>イ 医療班の活動 医療班は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、医療活動を実施する。</p> <p>(ア)</p>	<p>イ 医療班の活動<u>救護所等における住民への対応</u> 医療班は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、医療活動を実施する。</p> <p>(今回変更なし)</p>	<p>文言整理</p>	
<p>(イ) スクリーニングの実施 スクリーニングチームは、救護所等において、住民等の問診及び汚染検査等を実施し、必要に応じて応急除染を実施するものとする。 また、応急除染が必要と判断した場合には、速やかに救護所内の一次診断除染チームに引き継ぐものとする。</p>	<p>(イ) スクリーニングの実施 スクリーニングチームは、救護所等において、<u>原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関（(独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構、(社)福島県放射線技師会）の支援の下、災害対応のフェーズや対象区域等に応じ原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づき、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の問診及び汚染検査、甲状腺検査等</u>を実施し、必要に応じて応急除染を実施するものとする。 また、応急除染が必要と判断した場合には、速やかに救護所内の一次診断除染チームに引き継ぐものとする。</p>	<p>防災基本計画 マニュアル</p>	
<p>(ウ) 一般医療の実施 救護チームは救護所において、また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p>	<p>(ウ) 一般医療の実施 救護チームは、<u>(社)福島県医師会や(社)福島県看護協会等の支援の下</u>、救護所において、また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p>	<p>支援者の明記</p>	
<p>(エ) 健康相談の実施</p>	<p>(今回変更なし)</p>		
<p>(オ) 検査及び除染等の実施 一次診断除染チームは、救護所におけるスクリーニングの結果、応急除染が必要と判断された住民等について、応急除染、除染後の汚染検査等を実施する。応急除染後における汚染の状況等から、除染も含めたさらに専門的な医療が必要と判断された場合には、速やかに医療班長と協議し、第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室）に搬送を指示するものとする。 二次診断除染チームは、第二次緊急時医療施設において、除染、体内被ばく線量等の検査及び医療活動等を実施するものとする。 また、放射線障害の専門的な治療のため二次被ばく医療機関（公立大学法人県立医科大学附属病院）または三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所または地域の三次被ばく医療機関群）への搬送が必要と判断した場合には、速やかに医療班長と協議し、搬送を指示するものとする。</p>	<p>(オ) 検査及び除染等の実施 一次診断除染チームは、救護所におけるスクリーニングの結果、応急除染が必要と判断された住民等について、応急除染、除染後の汚染検査等を実施する。応急除染後における汚染の状況等から、除染も含めたさらに専門的な医療が必要と判断された場合には、速やかに医療班長と協議し、第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室 ※休止中）に搬送を指示するものとする。 二次診断除染チームは、第二次緊急時医療施設において、除染、体内被ばく線量等の検査及び医療活動等を実施するものとする。 また、放射線障害の専門的な治療のため二次被ばく医療機関（公立大学法人福島県立医科大学附属病院）または三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所または地域の三次被ばく医療機関群）への搬送が必要と判断した場合には、速やかに医療班長と協議し、搬送を指示するものとする。</p>	<p>施設使用不可のため</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【応急対策計画：緊急被ばく医療活動】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
(カ) 専門的治療等の実施 二次被ばく医療機関は、除染、体内被ばく線量等の検査及び専門的医療活動等を実施するものとする。 また、治療上必要な場合は、医療班長と協議し、三次被ばく医療機関への搬送を指示するものとする。	(カ) 専門的治療等の実施 二次被ばく医療機関は、 高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、体内被ばく線量等の検査及び測定・評価等の専門的医療活動等 を実施するものとする。 また、治療上必要な場合は、医療班長と協議し、三次被ばく医療機関への搬送を指示するものとする。	文言整理	
(キ) 安定ヨウ素剤の配布 (ク) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施	(今回変更なし)		
(緊急被ばく医療措置実施体制)			
三次被ばく医療機関 独立行政法人放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療ネットワーク会議 地域三次被ばく医療機関群 専門的除染、汚染・内部被ばく検査、専門的診断や医療活動等	三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所） 緊急被ばく医療ネットワーク会議 地域三次被ばく医療機関群 高度専門的な除染・汚染・内部被ばく検査、専門的診断や医療活動等・ 線量評価・診療の実施	第六次医療計画との整合 文言整理	
二次被ばく医療機関 除染、汚染・内部被ばく検査、専門的医療活動等	二次被ばく医療機関 除染・高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、内部被ばく検査・線量等の測定・評価等 専門的医療活動等		
(4) 安定ヨウ素剤の予防服用 ア 服用のための準備 県〔現地本部〕は、防災指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、直ちに服用対象が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。	(4) 安定ヨウ素剤の予防服用 ア 服用のための準備 県〔現地本部〕は、 防災 原子力災害対策 指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、直ちに服用対象が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。	文言整理	
イ 服用の指示 県〔現地本部〕は、住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。 安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、防災指針によるものとする。 なお、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。	イ 服用の指示 県〔現地本部〕は、住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。 安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、 防災 原子力災害対策 指針によるものとする。 なお、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、 防災 原子力災害対策 指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。	文言整理	
ウ 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトとする。 なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。	ウ 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、 防災 原子力災害対策 指針（ 国が新たな指標を定めるまでの間は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトによるものとする。 ） なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。	文言修正	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
 【応急対策計画：緊急被ばく医療活動～防災業務関係者の安全確保】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>(5) メンタルヘルス対策 原子力災害時には、放射線による被ばく等に対する不安や、被ばくが身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。 メンタルヘルス対策の実施にあたっては、防災指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p>	<p>(5) メンタルヘルス対策 原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。 メンタルヘルス対策の実施にあたっては、防災原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p>	<p>文言整理 文言修正</p>	
1 1 救助・救急・消防活動	(今回変更なし)		
1 2 緊急輸送活動	(今回変更なし)		
1 3 防災業務関係者の安全確保	(今回変更なし)		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【原子力災害中長期対策】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>第4 原子力災害復旧計画 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	<p>第4 原子力災害中長期対策 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>【マニュアル】 第4章 原子力災害中長期対策 第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>
<p>1 放射性物質による汚染の除去 県〔現地本部〕は、国の指示または指導・助言をもとに、市町村、事業者及びその他関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。</p>	<p>1 放射性物質による環境汚染への対処 県〔現地本部〕は、<u>国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p>
<p>2 各種制限措置の解除 (1) 各種指示の解除 県〔現地本部〕は、緊急時環境放射線モニタリングの測定結果等について、国が派遣する専門家等の判断等を踏まえて解析した結果、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるとき、関係市町村に対し、屋内退避または避難について解除の指示をするとともに、報道機関等を通じ住民等に伝達するものとする。県の指示を受けた関係市町村は、屋内退避または避難している住民に対し、解除を指示するものとする。 (2) 各種制限措置の解除 県〔現地本部〕は、(1)と同様にして、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるときは、関係市町村及び関係機関に対し立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除するよう指示するものとする。</p>	<p>2 緊急事態解除宣言後の対応 県〔現地本部〕は、<u>内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</u> (1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、<u>市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</u> (2) 各種制限措置の解除 県は、<u>緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。 第4節 放射性物質による環境汚染への対処 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。 第5節 各種制限措置の解除 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>
<p>3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p>	<p>3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、<u>国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>
<p>4 住民の健康調査の実施 (1) 県〔健康衛生総室〕は、国及び関係市町村と連携し、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。 (2) 県〔健康衛生総室〕は、国及び関係市町村長と連携し、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための窓口を設置するものとする。</p>	<p>4 心身の健康相談体制の整備 県〔健康衛生総室〕は、<u>国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 1. 災害地域住民の記録 県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【原子力災害中長期対策】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
<p>5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成 (1) 損害調査の実施 県は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害を調査するよう関係市町村に指導するものとする。 ア 屋内退避、避難の措置 イ 飲食物の摂取制限及び農畜水産物に対する出荷制限措置 ウ 立入制限措置 エ 農耕制限措置 オ 漁獲制限措置 カ その他市町村長が指示した事項</p>	<p>5 災害地域住民に係る記録等の作成 (1) 災害地域住民の記録 県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。 (2) 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>2. 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。 3. 災害対策措置状況の記録 県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。 第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。 (2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p>
<p>(2) 災害地域住民の登録 県は、損害賠償の請求に資するため、屋内退避等各種措置をとった住民に対し、被災地住民登録票により、原子力災害時にその地区に所在した旨の証明及び避難場所等において講じた措置等について記録するよう関係市町村に指示するものとする。</p>			
<p>(3) 諸記録の作成 県〔県民安全総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>(3) 災害対策措置状況の記録 県〔県民安全総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	
<p>6 適正な流通の促進 (1) 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。 (2) 物価の監視 県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p>	<p>6 適正な流通の促進 (1) 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 (2) 物価の監視 (今回変更なし)</p>	<p>マニュアルの反映</p>	
<p>7 被災者等の生活再建等の支援 (1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p>	<p>(1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	
<p>(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p>	<p>(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	
<p>(3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>(3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 第10節 被災中小企業等に対する支援 県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案対照表（案）
【原子力災害中長期対策】

福島県地域防災計画原子力災害対策編（平成24年11月修正）	平成25年3月修正（案）	修正の趣旨	関連指針等
	<p>8 被災中小企業等に対する支援 <u>県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</u> <u>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</u></p>	マニュアルの反映	<p>第11節 心身の健康相談体制の整備 県は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p>
	<p>9 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>県〔警察本部〕は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p>	マニュアルの反映	<p>第12節 物価の監視 県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p>
<p>7 災害対策本部の解散 知事は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、または原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するものとする。</p>	<p>10 災害対策本部の解散 （今回変更なし）</p>		<p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>